

08393P-00

TAC

年度版



社労士 よくわかる

合格テキスト

3 労働者災害補償保険法

TAC社会保険労務士講座・編著

本気で合格だけを考え抜いて

生まれ変わりました。



最強の科目別テキスト

- ▶ 条文ベースの本文でしっかり理解できる!
- ▶ 試験に出るポイントがスッキリ見やすくわかりやすい!
- ▶ 豊富な例題で得点力を磨く!



最新の
改正情報は
Web順次
で公開!

TAC出版
TAC PUBLISHING Group

はじめに

ここ最近の社労士試験の出題傾向をみてみると、選択式については、年度により難易度に変動はあるものの、「覚えた事柄から単純・反射的に選ぶ性質の問題」から「知識をフル活用して推測しつつ、選択語群の語句を消去法で絞り込まないと正解を選べない高度な問題」まで出題内容が多岐にわたっています。単にテキスト中の語句や数字等を記憶しているだけでは、すべての科目において基準点（3点）をクリアするための得点ができるとは言えない試験になってきているといえます。

また、択一式については、「組合せ問題」と「正解の個数問題」という出題形式は定着しており、とくに「正解の個数問題」については、1問にかける時間が長くなるため、非常に負荷が高くなっています。また、労働基準法で労働時間等の具体的な問題が散見されるようになり、「実務と直結した内容の出題を。」という意図も感じられるようになっています。

これらの傾向に対応するためには、素早く確実に出題の意図を読み取り判断していく能力が求められるので、基本事項の反復を徹底し、早い時期にそのレベルでの対策を仕上げておき、時間的に余裕をもって応用問題等の細かい知識の対応に時間を割けるようにしておくことが必要でしょう。

本書は、社労士試験に確実に合格するための「本格学習テキスト」というコンセプトをもっており、条文や通達、判例など、多くの情報を、社労士本試験問題を解く際に使いやすいよう、コンパクトにまとめており、毎年多くの受験生の方にご好評をいただいております。

今回の改訂では、本文レイアウトの全面リニューアルを行い、今までよりも読みやすく、試験攻略に役立つ知識をより効果的に身に付けていただけるようになりました。また、情報量についても、直近の本試験の出題傾向を改めて見直したうえで、精査致しました。

本書を利用したみなさんが、社労士試験に合格されることを、TAC社会保険労務士講座一同、願ってやみません。

令和元年10月吉日
TAC社会保険労務士講座

本書の構成

本書は本試験で確実に合格できるだけの得点力を養うことに重点を置き、試験対策において必要とされる知識を整理、体系化して理解することができるよう構成しています。

囲み条文

選択式試験で狙われやすい条文等を囲んでいます。記載内容の重要度は★の数で表しており、★★★のものは、必ず確認しておきましょう。赤字は過去の本試験で論点となったキーワードや、これから出題が予想される重要な語句です。それ以外の重要な語句は黒太字にしています。

第1章 総 則

重要度

A、B、Cの3段階です。

A 試験頻出・改正点等の重要な事項。必ずおさえる。

B 頻出箇所ではないが、おさえておきたい。合否の分かれ目。

C A、Bを優先とし、余裕があれば、見ておく。

1

目的等

① 目的 (法1条、法2条の2) A

★★★

- I 労働者災害補償保険は、**業務上の事由**又は**通勤**による**労働者の負傷、疾病、障害、死亡等**に対して**迅速かつ公正な保護**をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、**業務上の事由**又は**通勤**により負傷し、又は疾病にかかった**労働者の社会復帰の促進**、当該**労働者**及びその**遺族**の**援護**、**労働者の安全及び衛生の確保等**を図り、もって**労働者の福祉の増進**に寄与することを**目的**とする。H22選AB
- II 労働者災害補償保険は、Iの**目的**を達成するため、**業務上の事由**又は**通勤**による**労働者の負傷、疾病、障害、死亡等**に関して**保険給付**を行うほか、**社会復帰促進等事業**を行うことができる。

沿革

労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）は、業務上の災害発生に際し、事業主の一時的補償負担の緩和を図り、労働者に対する迅速かつ保証するため（労働基準法に基づく**事業主の補償義務を肩代り**）、労働基準法と同じ昭和22年4月に公布され、同年9月。その後、昭和40年改正では、給付の本格的年金化、行なわれ、昭和48年改正では**通勤災害保護制度**が発足1年改正で傷病補償年金、平成7年改正で介護補償給付、次健康診断等給付がそれぞれ創設され、労働基準法の災害補償の水準を超えるに至っている。

Check Point!

- 労災保険の保険料は全額事業主負担でいため、被保険者ではなく適用労働者

Check Point!

本試験頻出事項などを箇条書きでまとめています。

問題チェック

過去の本試験問題から典型的な出題パターンを知るのに最適な問題をピックアップしています。確かな得点力を養うことができます。

問題チェック [H25]

年金たる保険給付の受遲なく文書で所轄労働場として、次の記述の

- A 受給権者の氏名、
号の通知を受けた場合
- B 同一の事由により厚
生年金等が支給されることになった場合
- C 同一の事由により支給されていた厚生年金保険の障害厚生年金等又は厚生年
金保険の遺族厚生年金等の支給額に変更があった場合
- D 同一の事由により支給されていた厚生年金保険の障害厚生年金等又は厚生年
金保険の遺族厚生年金等が支給されなくなった場合
- E 障害賃年金又は障害年金の受給権者にあっては、当該障害にかかる負傷又
は疾病が治った場合（再発して治った場合は除く。）

解答 E

- A 則21条の2,1項1号。設問の通り正しい。
- B 則21条の2,1項2号。設問の通り正しい。
- C 則21条の2,1項3号。設問の通り正しい。
- D 則21条の2,1項4号。設問の通り正しい。
- E 則21条の2,1項。設問のような規定はない。

Advice

一見したところ難問とも思えるが、障害（補償）年金は傷病が治ゆしない
と支給されない保険給付であることから類推すると、Eが誤りと判断でき
る。

一般に業務遂行性があるものとして取り扱う。なお、派遣元事業場と派遣先事業
場との間の往復の行為については、それが派遣元事業主又は派遣先事業主の業務
命令によるものであれば、一般に業務遂行性が認められるものである。

[H22-選CDE] [H26-5AB] [E元-4AB] (昭和61.6.30基発383号)

参考 (業務起因性の判断基準)

労災保険法が労働者の業務上の負傷、傷病等（以下「傷病等」という。）に対して補償す
とした趣旨は、労働災害発生の危険性を有する業務に従事する労働者が、その業務に通
じる危険の発現により傷病等を負った場合に、これによって労働者が受けた損害を填補
とともに、労働者又はその遺族等の生活を保障しようとするものである。したがつ
保険給付の要件として、使用者の過失は要しないとしても、業務と傷病等との間に合
関連性があるだけでは足りず、当該業務と傷病等との間に当該業務に通常伴う危険性
が現したという相当因果関係が認められることが必要である。[H26-7D]
(最二小昭51.11.12熊本地震八代支部公務災害事件)

参考

本文に関連する通達、
判例等をまとめています。
補足的な内容
でもあるため、まずは
本文を優先して読ん
でいきましょう。

各種アイコン

●過去問番号 H26-1D

過去10年分の本試験出題
実績です。

●改正

直近の改正点です。

卷末資料編について

過去の本試験での出題実績こそ少ないものの、今後も出題可能性があるものを卷末資料
編としてまとめています。まずは本文の学習
を優先したうえで、余裕がある方は読み込んでおいてください。

本書の効果的な活用法

「よくわかる社労士」シリーズは、社労士試験の完全合格を実現するための、実践的シリーズです。条文ベースの学習を通して、本試験問題への対応力をスムーズにつけていくことができます。

◎よくわかる社労士シリーズ

『合格テキスト』全10冊+別冊



『合格するための過去10年本試験問題集』全4冊



『合格テキスト』をご利用いただく際は、常に姉妹書『合格するための過去10年本試験問題集』の内容を引き合わせながら使用すると、学習効果が倍増します。

- ・この問題文の論点は何か？
- ・この問題文の正誤を判断するために必要な要素は何か？
- ・この問題文の空欄には選択語群のうち、どうしてその語句等が適当とされるのか？

を考えながら、本書を精読することで皆さんの受験勉強が「単に記憶する作業」から「問題文を比較考量して正解を選んでいく行動」へ変化していきます。

本書を最大限に活用して、「確実に合格ラインをこえる解答能力をつけて合格する」という能動的な学習スタイルを身につけていきましょう。

◎よくわかる社労士シリーズを活用した学習法

①まず、『合格するための過去10年本試験問題集』で、試験問題に目を通す。

Check Point!

- どんな問題文かをざっくりつかむことを意識する。
- 解けなくても気にしない！



②『合格テキスト』を科目ごとに読み込む。

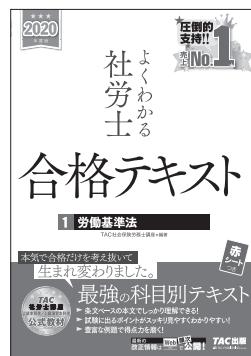
Check Point!

- 「過去問番号」が登場する都度、『合格するための過去10年本試験問題集』で該当問題を確認！

本文の記載内容が、本試験でどのように出題されているかを同時並行で確認することができます。

- 論点を過去問番号の横に、一言で簡潔にメモ！

テキストの記載内容を自分の知識に落とし込むには、この方法がとても効果的です。この書き込みを見れば問題文がなんとなく思い浮かぶようになると、解答力が格段にアップします。



によって決定すべきもので、
となく一つの事業とし、場所
業とすること。
は、原則としてそれぞれ別個の
「場所もしくは役職
が決定しない」×
にする部門が存する場合に、
勤者、労務管理等が明確に区
定めることによって労働基準

こうして全科目、ていねいに学習をしていけば、問題がスラスラ解けるようになる知識が身につきます。本シリーズをフル活用して、合格の栄冠を勝ち取っていきましょう。

本試験の傾向

過去10年間の出題項目は、次のようになっています。★が選択式試験、☆が択一式試験となっています。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
目的等	★									★
適用					☆	☆	☆	☆	☆	★
業務災害	★★	☆	☆	☆	☆	☆	★★	☆	☆	☆
通勤災害		☆	☆	☆		☆	☆	☆		☆
給付基礎日額						☆				
給付基礎日額のスライド										
年齢階層別の最低・最高限度額					★					
保険給付の種類等	☆				☆	☆				★★
療養（補償）給付	☆		☆	☆		☆	★★	☆	☆	☆
休業（補償）給付			☆	☆						☆
傷病（補償）年金			★★			☆		☆	☆	
障害（補償）給付	★	☆	☆							☆
障害（補償）年金前払一時金										
障害（補償）年金差額一時金						★				
介護（補償）給付		☆	☆	☆						☆
遺族（補償）給付										
遺族（補償）年金	☆	☆		☆		☆	☆			
遺族（補償）年金前払一時金						★				
遺族（補償）一時金				☆			☆			
葬祭料										
二次健康診断等給付		☆		☆						☆
給付通則	☆	☆	☆	☆		☆		☆	☆	☆
内払処理・充当処理			☆	☆						
社会保険との併給調整										
支給制限・一時差止め			☆	☆	☆		★	☆		
費用徴収	☆				★★	☆				★
第三者行為災害による損害賠償との調整			★			★		☆		☆
民事損害賠償との調整								☆		
社会復帰促進等事業の概要	☆	☆			☆			☆		☆
特別支給金	☆		☆				☆	☆		☆
特別加入の対象者	☆		☆	☆	☆	★		☆	★	☆
特別加入の効果	☆				☆	★	☆		★	
不服申立て	☆	☆						★		
雑則等		☆	☆	☆	☆			★	☆	☆

目 次

はじめに / iii
本書の構成 / iv 本書の効果的な活用法 / vi
本試験の傾向 / viii

第1章 総 則 / 1

1 目的等	2
① 目的 	2
② 管掌 	3
③ 命令の制定 	4
2 適 用	5
① 適用事業 	5
② 暫定任意適用事業 	9

第2章 業務災害及び通勤災害 / 11

1 業務災害	12
① 業務遂行性と業務起因性 	12
② 業務上負傷の認定 	13
③ 業務上疾病の認定 	16
2 通勤災害	24
① 通勤災害の認定 	24
② 通勤による疾病的範囲 	33

第3章 給付基礎日額 / 35

1 給付基礎日額	36
① 原則的な給付基礎日額 	36
② 給付基礎日額の特例 	37
③ 自動変更対象額 	39
2 給付基礎日額のスライド	41
① 概要 	41
② 休業給付基礎日額のスライド 	42
③ 年金給付基礎日額のスライド 	44
④ 一時金たる保険給付のスライド 	46
⑤ 特別給与を算定基礎とする特別支給金のスライド 	46
3 年齢階層別の最低・最高限度額	47
① 趣旨等 	47
② 長期療養者の休業給付基礎日額の最低・最高限度額 	48

③年金給付基礎日額の最低・最高限度額	A	50
--------------------	---	----

第4章 保険給付／53

第1節 保険給付の種類等／55

1 保険給付の種類等		56
------------	--	----

①種類	B	56
-----	---	----

②業務災害に関する保険給付の支給事由	A	57
--------------------	---	----

第2節 傷病に関する保険給付／59

1 療養（補償）給付		60
------------	--	----

①給付の種類	A	60
--------	---	----

②給付の範囲及び支給期間	A	62
--------------	---	----

③請求手続	A	64
-------	---	----

④療養給付の一部負担金	A	68
-------------	---	----

2 休業（補償）給付		70
------------	--	----

①支給要件	A	70
-------	---	----

②支給額及び支給期間	A	73
------------	---	----

③休業（補償）給付の支給制限	A	75
----------------	---	----

3 傷病（補償）年金		76
------------	--	----

①支給要件	A	76
-------	---	----

②支給額	A	78
------	---	----

③支給手続	A	79
-------	---	----

④障害の程度の変更	A	80
-----------	---	----

⑤打切補償との関係	A	81
-----------	---	----

第3節 障害に関する保険給付／83

1 障害（補償）給付		84
------------	--	----

①種類及び支給額	B	84
----------	---	----

②障害等級	A	85
-------	---	----

③併合	A	85
-----	---	----

④加重	A	87
-----	---	----

⑤変更	A	88
-----	---	----

⑥再発	B	89
-----	---	----

2 障害（補償）年金前払一時金		91
-----------------	--	----

①支給要件及び支給額	A	91
------------	---	----

②請求	A	92
-----	---	----

③支給停止	A	92
-------	---	----

3 障害（補償）年金差額一時金		93
-----------------	--	----

①支給要件及び支給額	A	93
------------	---	----

② 受給資格者及び受給権者	A	94
③ 受給資格の欠格	B	95
第4節 要介護状態に関する保険給付／97		
1 介護（補償）給付		98
① 支給要件	A	98
② 支給額	A	99
③ 請求	A	101
第5節 死亡に関する保険給付／103		
1 遺族（補償）給付		104
① 遺族（補償）給付の種類	B	104
2 遺族（補償）年金		105
① 受給資格者	A	105
② 受給権者	A	107
③ 欠格	A	108
④ 年金額	A	109
⑤ 年金額の改定	A	110
⑥ 支給停止	A	110
⑦ 失権及び失格	A	111
3 遺族（補償）年金前払一時金		113
① 支給要件及び支給額	A	113
② 請求	A	114
③ 支給訂正	B	115
4 遺族（補償）一時金		116
① 支給要件及び支給額	A	116
② 受給資格者及び受給権者	A	118
③ 受給資格の欠格	B	120
5 葬祭料		121
① 支給要件及び支給額	A	121
② 請求	B	122
第6節 脳・心臓疾患予防のための保険給付／123		
1 二次健康診断等給付		124
① 支給要件	A	124
② 給付の範囲	A	125
③ 受給手続	A	127

第5章 給付通則等 / 129

第1節 給付通則・社会保険との併給調整 / 131

1 給付通則	132
① 年金給付の支給期間等 	132
② 死亡の推定 	133
③ 未支給の保険給付 	134
④ 受給権の保護 	135
⑤ 端数処理 	136
⑥ 保険給付に関する届出 	137
2 内払処理・充当処理	139
① 内払処理 	139
② 充当処理 	142
3 社会保険との併給調整	144
① 年金間の調整 	144
② 一時金間の調整 	146
4 支給制限・一時差止め	147
① 絶対的支給制限 	147
② 相対的支給制限 	148
③ 一時差止め 	149
5 費用徴収	151
① 事業主からの費用徴収 	151
② 不正受給者からの費用徴収 	154

第2節 損害賠償との調整 / 157

1 第三者行為災害による損害賠償との調整	158
① 求償及び控除 	158
2 民事損害賠償との調整	163
① 概要 	163
② 民事損害賠償側での調整 	163
③ 労災保険給付側での調整 	166

第6章 社会復帰促進等事業 / 169

1 社会復帰促進等事業の概要	170
① 社会復帰促進等事業の種類 	170
2 特別支給金	174
① 種類等 	174
② 定率又は定額の特別支給金 	174
③ 特別給与を算定基礎とする特別支給金 	180
④ 特別支給金の通則事項 	187

第7章 特別加入／191

1 特別加入の対象者	192
① 種類 	192
② 中小事業主等 	193
③ 一人親方等 	196
④ 海外派遣者 	198
2 特別加入の効果	201
① 中小事業主等 	201
② 一人親方等 	205
③ 海外派遣者 	209

第8章 不服申立て及び雑則等／213

1 不服申立て	214
① 労審法による不服申立て 	214
② 行政不服審査法による不服申立て 	217
2 雜則等	219
① 費用の負担 	219
② 時効 	219
③ 戸籍事項の無料証明 	221
④ 書類の保存義務 	222
⑤ 使用者等の報告・出頭等 	222
⑥ 労働者及び受給者の報告・出頭等 	223
⑦ 受診命令 	223
⑧ 立入検査 	224
⑨ 診療担当者に対する命令 	224
⑩ 関係行政機関等に対する協力の求め 	225
⑪ 派遣労働者に係る保険給付の請求 	225
⑫ 罰則 	225

資料編／227

第1章 総 則

① 特定水面	228
② 危険又は有害な作業	228

第2章 業務災害及び通勤災害

① 作業中断中	228
② 作業に伴う必要行為又は合理的行為中	228
③ 作業に伴う準備行為又は後始末行為中	228
④ 休憩時間中	228
⑤ レクリエーション行事出席中	229

⑥ 療養中	229
⑦ 天災地変による災害	230
⑧ 他人の故意に基づく暴行による負傷	230
⑨ 過重負荷による脳・心臓疾患の認定基準における過重負荷の有無の判断	230
⑩ 住居と就業の場所との間の往復に先行し、又は後続する住居間の移動の対象となる労働者	230
第3章 給付基礎日額	
① 最低限度額及び再校限度額の算定方法等	231
第4章 保険給付	
① 障害等級	232
② 二次健康診断の検査項目	233
第5章 給付通則等	
① 未支給の保険給付の請求権者がない場合等	233
② 受任者払い	233
③ 労災認定された傷病等に対して労災保険以外から給付等を受けていた場合における保険者等との調整について	234
④ 自動車損害賠償責任保険と労災保険との支払事務の調整について	234
第6章 社会復帰促進等事業	
① アフターケア	234
② 傷病特別年金・暫定措置	235
第7章 特別加入	
① 特定農作業従事者	235
② 特別加入者たる地位の消滅時期	235
● 索引 / 237	
● 条文索引 / 240	

凡例

本書において、法令名等は以下のように表記しています。

法	→ 労働者災害補償保険法
法附則	→ 労働者災害補償保険法附則
令	→ 労働者災害補償保険法施行令
則	→ 労働者災害補償保険法施行規則
則附則	→ 労働者災害補償保険法施行規則附則
支給金則	→ 労働者災害補償保険特別支給金支給規則
徴収法	→ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律
労審法	→ 労働保険審査官及び労働保険審査会法
行審法	→ 行政不服審査法
整備法	→ 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律 及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関 係法律の整備等に関する法律
整備政令	→ 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律 及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関 係政令の整備等に関する政令
厚労告	→ 厚生労働省告示
労告	→ (旧) 労働省告示
発労徵	→ 次官又は官房長が発する労働保険徴収課関係の通達
発基	→ 厚生労働省労働基準局関係の労働事務次官名通達
基発	→ 厚生労働省労働基準局長名通達
基収	→ 厚生労働省労働基準局長が疑義に応えて発する通達
基労管発	→ 厚生労働省労働基準局労災補償部労災管理課長名通達
基労補発	→ 厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長名通達
基災発	→ (旧) 労働省労働基準局労災補償部長名で発する通達
基災収	→ (旧) 労働省労働基準局労災補償部長が疑義に答えて発する通達

第1章

総則

1 目的等

- ① 目的
- ② 管掌
- ③ 命令の制定

2 適用

- ① 適用事業
- ② 暫定任意適用事業

1

目的等

① 目的（法1条、法2条の2）

重要度
A



- I 労働者災害補償保険は、**業務上の事由**又は**通勤**による**労働者の負傷、疾病、障害、死亡等**に対して**迅速かつ公正な保護**をするため、**必要な保険給付**を行い、あわせて、**業務上の事由**又は**通勤**により**負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等**を図り、もって**労働者の福祉の増進に寄与**することを**目的**とする。 H22-選AB
- II 労働者災害補償保険は、Iの**目的**を達成するため、**業務上の事由**又は**通勤**による**労働者の負傷、疾病、障害、死亡等**に関する**保険給付**を行うほか、**社会復帰促進等事業**を行うことができる。

沿革

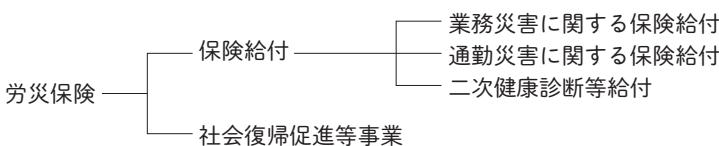
労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）は、業務上の災害発生に際し、事業主の一時的補償負担の緩和を図り、労働者に対する迅速かつ公正な保護を確保するため（労働基準法に基づく**事業主の補償義務を肩代わりする制度**として）、労働基準法と同じ昭和22年4月に公布され、同年9月1日に施行された。その後、昭和40年改正では、給付の本格的年金化、特別加入制度の導入が行われ、昭和48年改正では**通勤災害保護制度**が発足した。さらに昭和51年改正で傷病補償年金、平成7年改正で介護補償給付、平成12年改正で二次健康診断等給付がそれぞれ創設され、労働基準法の災害補償の水準を超えるに至っている。

Check Point!

- 労災保険の保険料は全額事業主負担である（労働者は保険料を負担しないため、被保険者ではなく適用労働者という。）。

・労災保険の体系

労災保険の体系をまとめると次の通りとなる。[R元-選B]



労災保険は、業務災害又は通勤災害等（業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等といった保険事故）に対して保険給付の事業を行うとともに、附帯事業として、被災労働者の社会復帰、被災労働者等の援護及び労働者の安全衛生の確保等の事業（社会復帰促進等事業）を行うものである。

(昭和51.6.29発基96号)

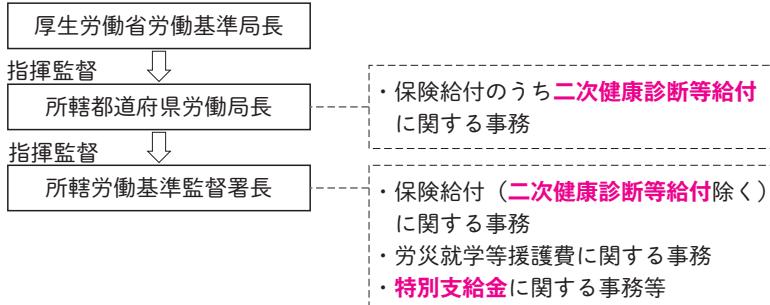
② 管掌 (法2条、則1条) 重要度A



- I 労働者災害補償保険は、**政府**が、これを管掌する。
- II 労働者災害補償保険法第34条第1項第3号〔第1種特別加入者の給付基礎日額の決定〕（第3種特別加入者の規定において準用する場合を含む。）、第35条第1項第6号〔第2種特別加入者の給付基礎日額の決定〕及び第49条の3第1項〔資料提供等の求め〕に規定する**厚生労働大臣の権限**は、**都道府県労働局長**に委任する。ただし、法第49条の3第1項の規定による**権限**は、**厚生労働大臣**が自ら行うことを妨げない。
- III 労働者災害補償保険に関する事務は、**厚生労働省労働基準局長**の指揮監督を受けて、**所轄都道府県労働局長**が行う。
- IV IIIの事務のうち、**保険給付**（**二次健康診断等給付**を除く。）並びに**社会復帰促進等事業**のうち**労災就学等援護費**及び**特別支給金**の支給並びに**厚生労働省労働基準局長**が定める給付に関する事務は、**都道府県労働局長**の指揮監督を受けて、**所轄労働基準監督署長**が行う。

概要

事務の所轄は次の通りである。

**Check Point!**

- 二次健康診断等給付以外の保険給付に関する事務は、所轄労働基準監督署長が行う（二次健康診断等給付に関する事務は、所轄都道府県労働局長が行う。）。

③ 命令の制定 (法5条) ●参考文献 B



労働者災害補償保険法に基づく政令及び厚生労働省令並びに労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「**徴収法**」という。）に基づく政令及び厚生労働省令（**労働者災害補償保険事業**に係るものに限る。）は、その草案について、**労働政策審議会**の意見を聞いて、これを制定する。

趣旨

労災保険法等に基づく命令の制定については、その立案の公正・的確性の確保と施行の円滑を期する必要があるため、**労働政策審議会**の意見を聞くべきことを規定している。

2 適用

① 適用事業 重要度 A

1 適用事業及び適用除外 (法3条)

★★★

- I 労働者災害補償保険法においては、**労働者を使用する事業を適用事業**とする。
- II I の規定にかかわらず、**国の直営事業及び官公署の事業**（労働基準法別表第1に掲げる事業を除く。）[**非現業の官公署**]については、**労働者災害補償保険法は、適用しない。**

Check Point!

- 労災保険法は、労働者を使用する事業に適用される。したがって、労働者を1人でも使用する事業は、原則として、労災保険の適用事業とされる。**

1. 官公署に対する適用

次の(1)(2)については、他の法律（国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法等）に基づく災害補償制度により保護が与えられるため、労災保険は適用されない。

(1) 国の直営事業 H29-4D

(2) 非現業の官公署

国家公務員又は地方公務員の事務部門（一般職）の役所を指す。H29-4CE
現業部門・非現業部門に対する労災保険の適用をまとめると次の通りとなる。

	現業部門	非現業部門
国	適用除外	適用除外
地方公共団体	非常勤職員のみ適用 <small>H29-4A</small>	適用除外

2. 独立行政法人に対する適用

国立印刷局、造幣局等の**行政執行法人**には国家公務員災害補償法が適用されるため、**労災保険法は適用されない**が、**行政執行法人以外の独立行政法人には労災保険法が適用**される。H29-4B

なお、独立行政法人に対する適用の取扱いは、次の通り労働基準法と異なる。

	労働基準法	労災保険法
行政執行法人	適用	適用除外
行政執行法人以外の独立行政法人	適用	適用

(独立行政法人通則法59条1項1号、平成13.2.22基発93号)

参考 (共同企業体によって行われる建設事業)

共同企業体によって行われる建設事業において、その全構成員が各々資金、人員、機械等を拠出して、共同計算により工事を施工する共同施工方式がとられている場合、保険関係は、共同企業体が行う事業の全体を一の事業とし、その代表者を事業主として成立する。

H26-2ア (昭和41.2.15基災発8号)

問題チェック H17-1D

労働者を使用する事業であれば、事業主がその旨を所轄行政府に届け出ない場合でも、一部の事業を除き、適用事業である。

解答 ○

法3条、徴収法3条、(44)法附則12条、整備政令17条、平成12年労告120号

労働者を使用する事業であれば、暫定任意適用事業等の一部の事業を除き、届出の有無にかかわらず、その事業の開始された日に法律上当然に労災保険に係る保険関係が成立する。

問題チェック H17-1E

労働者を必ずしも常時使用していない事業であっても、労働者を使用する場合には、一部の事業を除き、適用事業に該当する。

解答 ○

法3条、(44)法附則12条、整備政令17条、昭和50年労告35号、平成12年労告120号

労働者を使用する事業であれば、**必ずしも労働者を常時使用していなくても、暫定任意適用事業等の一部を除き、適用事業に該当する。**

2 適用労働者



労災保険法の適用を受ける労働者ことを「**適用労働者**」という。

Check Point!

- 労災保険法の適用を受ける労働者とは、労働基準法第9条に規定する労働者と同義である。 [R元-選A]
- 個人事業主、法人の代表取締役は適用労働者とはならず、また、同居の親族も原則として適用労働者とならない。 [H26-7E]
- 労働者であれば、常用雇用労働者に限らず、臨時雇、日雇、アルバイト、パートタイマー、試用期間中の者など雇用形態に関係なく適用の対象となる。 [H30-4才]

1. 複数就業者

2以上の事業に使用される者は、**それぞれの事業において適用労働者**となる。

[H26-2工]

2. 派遣労働者

労働者派遣事業に対する労災保険法の適用については、**派遣元事業主**の事業が適用事業とされる（**派遣元事業主**の事業に係る保険関係により適用労働者となる。）。（昭和61.6.30基発383号）

3. 出向労働者

在籍型出向労働者（出向元事業との雇用関係を存続したまま出向する労働者）の労災保険法の適用については、出向の目的及び出向元事業主と出向先事業主とが当該出向労働者の出向につき行った契約並びに出向先事業における出向労働者の労働の実態等に基づき、当該労働者の労働関係の所在を判断して、その者に係る保険関係（労災保険に関する法律関係）が**出向元事業と出向先事業のいずれにあるかを決定する。** [H26-2イ] [H27-5C]

移籍型出向労働者（出向元事業との雇用関係を終了させて出向する労働者）の場合は、出向先とのみ労働契約関係があるので、労災保険法の適用については、**出向先事業主の事業に係る保険関係**により取り扱われる。

（昭和35.11.2基発932号、昭和61.6.6基発333号、昭和61.6.30基発383号）

4. 外国人労働者

外国人労働者であっても、適用事業に使用され、賃金を支払われる者は、出入国管理及び難民認定法による在留資格ないし就労資格を有しない**不法就労者**であっても、**適用労働者となる。**

5. 国外就労者

労災保険法は国外の事業には適用されないので、国外の事業に使用される者である海外派遣者は、労災保険法の適用を受けない（ただし、特別加入者になることができる場合はある。）。

一方、**海外出張者**については、国内の事業に使用される者が国外において業務を遂行しているにすぎないので、原則として、**労災保険法の適用を受ける。**

また、日本企業の海外支店等で、**現地採用**された日本人職員は、**適用労働者とならない。**

（昭和52.3.30基発192号）

6. 在宅勤務者

労働者が在宅勤務（労働者が、労働時間の全部又は一部について、自宅で情報通信機器を用いて行う勤務形態をいう。）を行う場合においても、労災保険法が適用されることとなる。

（平成20.7.28基発0728001号）

問題チェック H12-1D

労災保険は、試の使用期間中の労働者であっても、雇入れ後14日を経過すれば、直ちに適用される。

解答 X

法3条1項

労災保険は、適用事業所に使用され賃金を受けている者に適用されるので、設問の者についても雇入れの日から適用労働者となる。

問題チェック H28-1A～E

労災保険法の適用に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 障害者総合支援法に基づく就労継続支援を行う事業場と雇用契約を締結せずに就労の機会の提供を受ける障害者には、基本的には労災保険法が適用されない。
- B 法人のいわゆる重役で業務執行権又は代表権を持たない者が、工場長、部長の職にあって賃金を受ける場合は、その限りにおいて労災保険法が適用される。
- C 個人開業の医院が、2、3名の者を雇用して看護師見習の業務に従事させ、かたわら家事その他の業務に従事させる場合は、労災保険法が適用されない。

- D インターンシップにおいて直接生産活動に従事しその作業の利益が当該事業場に帰属し、かつ事業場と当該学生との間に使用従属関係が認められる場合は、当該学生に労災保険法が適用される。
- E 都道府県労働委員会の委員には、労災保険法が適用されない。

解答 C

- A 法3条1項、平成19.5.17基発0517002号。設問の通り正しい。設問の障害者については、事業場への出欠、作業時間、作業量等の自由があり指揮監督を受けることなく就労するものとされていることから、基本的には労働基準法9条の労働者には該当しないこととされている。
- B 法3条1項、昭和23.3.17基発461号。設問の通り正しい。設問の者は、その限りにおいて労働基準法9条の労働者であり、労災保険法が適用される。
- C 法3条1項、昭和24.4.13基収886号。設問の場合、看護師見習が本来の業務であり、通常これに従事する場合は労災保険法が適用される。なお、個人開業の医院で、家事使用人として雇用し看護師の業務を手伝わせる場合には労災保険法は適用されない。
- D 法3条1項、平成9.9.18基発636号。設問の通り正しい。インターンシップにおいての実習が、見学や体験的なものであり使用者から業務に係る指揮命令を受けていると解されないと解されないと解されなど使用従属関係が認められない場合には、労働基準法9条に規定される労働者に該当しないが、設問の場合には、当該学生は労働者に該当するものと考えられる。
- E 法3条1項、昭和25.8.28基収2414号。設問の通り正しい。労働委員会の委員は労働基準法9条の労働者とは認められない。

②暫定任意適用事業 ((44)法附則12条、整備政令 17条、昭和50年労告35号)

A

農林の事業、畜産、養蚕又は水産の事業〔都道府県、市町村その他これらに準ずるもの〕の事業、**法人**である**事業主の事業**及び船員法第1条に規定する**船員**を使用して行う**船舶所有者**（船員保険法第3条〔**船舶所有者**〕に関する規定が適用される者）に規定する場合にあっては、同条の規定により**船舶所有者**とされる者）の事業を除く。〕であって、**常時5人未満の労働者**を使用する事業は、以下に掲げる事業を除き、当分の間、**任意適用事業**（**暫定任意適用事業**）とする。

- i **立木の伐採、造林、木炭又は薪を生産する事業**その他の**林業**の事業であって、**常時労働者を使用**するもの又は**1年以内**の期間において**使用労働者延人員300人以上**のもの
- ii **危険又は有害な作業**を主として行う事業であって、**常時労働者を使用**するもの（i iiiに掲げる事業を除く。）
- iii **総トン数5トン以上**の漁船による**水産動植物の採捕**の事業（河川、湖沼又は**特定水面**において主として操業する事業を除く。）
- iv **農業（畜産及び養蚕の事業を含む。）**であって、**事業主が特別加入**した事業

Check Point!

- 暫定任意適用事業の範囲は以下の通りである。

事業の種類		暫定任意適用事業の要件		
農業 (畜産・養蚕業を含む)	個人経営	事業主が 特別加入 していない	常時使用労働者数 5人未満	特定危険有害作業を行なう事業ではない
		船員を使用して行う船舶所有者の事業でない かつ ・総トン数 5トン未満 の漁船 又は ・河川、湖沼、特定水面で操業する漁船		
林業		常時労働者を使用せず、かつ、年間使用労働者数延 300人未満		

参考 労災保険の暫定任意適用事業の事業主が、労災保険の加入の申請をし、厚生労働大臣の認可があった場合には、**厚生労働大臣の認可があった日**に、労災保険に係る保険関係が成立する。

また、労災保険の暫定任意適用事業の事業主は、その事業に使用される**労働者の過半数が希望**するときは、労災保険の加入の申請をしなければならない。（整備法5条1項、2項）

2020年度版

よくわかる社労士 合格テキスト3 労働者災害補償保険法

発行日 2019年11月10日

初版発行

編著者 TAC株式会社（社会保険労務士講座）

発行者 多田敏男

発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)

〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話（営業） 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2019

管理コード 08393P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製(コピー)、転載、改ざん、公衆送信(ホームページなどに掲載すること(送信可能化)を含む)されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。